会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	令和5年8月1日(水)午後1時25分~午後1時58分
開催場所	3 0 1 会議室
	出席者:市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機
	管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉
出席者及び	部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市
欠 席 者	整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学
	校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者
	欠席者:なし
議題	1 令和5年第3回市議会定例会提出議案について
时 尺	2 その他
結 論	議題1:提案のとおり提出議案として決定する。
(決定した方 針、残された問	議題2:令和5年第3回市議会定例会の招集期日は9月4日(月)であ
題点、保留事項等を記載する。)	る。
, = , = , , , = 0,	議題1 令和5年第3回市議会定例会提出議案について
	(1) 令和4年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について
	(企画財政部長提出)
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規
	定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。
	歳入決算額は32,227,571,691円、歳出決算額は
	31,365,021,894円、歳入歳出差引残額は862,
	549,797円、翌年度へ繰り越すべき財源は29,113,
審議経過	030円、実質収支額は833,436,767円である。
(主な意見等を 原則として発言	(結論)
順に記載し、同一内容は一つに	提出議案として決定する。
まとめる。)	
(発言者)	(2) 令和4年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
○印=構成員 ●印=説明員	認定について
	(市民部長提出)
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規
	定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。
	歳入決算額は8,182,507,789円、歳出決算額は7,
	999,738,445円、歳入歳出差引残額は182,769,
	344円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は18
	2,769,344円である。
	(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 令和4年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は5,514,705,298円、歳出決算額は5,316,977,739円、歳入歳出差引残額は197,727,559円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は197,727,559円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和4年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳 入歳出決算認定について

(都市整備部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は1,238,294,404円、歳出決算額は1,059,242,525円、歳入歳出差引残額は179,051,879円、翌年度へ繰り越すべき財源は134,543,000円、実質収支額は44,508,879円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和4年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は1,841,486,956円、歳出決算額は1,780,166,434円、歳入歳出差引残額は61,320,522円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は61,320,522円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和4年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について

(建設管理担当部長提出)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項 の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出 する。

下水道事業収益(収益的収支)は1,355,938,960 円、下水道事業費用(収益的収支)は1,235,625,27 3円、収益的収支差引額は120,313,687円である。

また、資本的収入(資本的収支)は157,657,460円、 資本的支出(資本的収支)は373,975,656円、資本的 収支差引額は $\Delta 216$,318,196円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例

(企画財政部長提出)

武蔵村山市奨学資金条例に基づく奨学金の支給対象者を段階的 に縮小する改正を行うとともに、同条例及び武蔵村山市奨学資金 基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

- (1) 武蔵村山市奨学資金条例及び武蔵村山市奨学資金基金条例を廃止する。
- (2) 武蔵村山市奨学資金条例に基づく支給対象者を段階的に縮小する改正を行う。

ア 奨学金の支給対象者を「高等学校等に在学又は入学する 者」から「高等学校等の第2学年又は第3学年に在学する 者」に縮小する。

イ アで縮小した奨学金の支給対象者を更に「高等学校等の 第3学年に在学する者」に縮小する。

施行期日について、(1)は令和8年3月31日から、(2)アは令和6年4月1日から、(2)イは令和7年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市印鑑条例の一部を改正する条例 (市民部長提出)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に 関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正に伴い、多 機能端末機による印鑑登録証明書の交付において、移動端末設備

による交付を可能とする必要があるため、本案を提出する。

現在、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書が、電

子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォン(移動端末設備)でも 搭載可能となる。

これに伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を交付するに当たり、電子証明書を搭載したスマートフォンの利用を可能とするものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長提出)

保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱(平成31年福保 子保第1158号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があ るので、本案を提出する。

特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子ども(保育所等を利用する「第2子目」の全ての子ども)に係る利用者負担金を無償化するため、規定の整備を行うもの。

施行期日については、令和5年10月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境部長提出)

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに本町二丁目児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。 第3条別表に「本町二丁目児童遊園 武蔵村山市本町二丁目4 8番地の7」を加える。

施行期日については、公布の日から施行する。

なお、本町二丁目児童遊園の設置は、都市計画法第29条の開 発行為に伴う無償譲渡によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算(第5号)

(企画財政部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

なお、内容等については、現在精査中である。

主な内容としては、補正予算額の総額は6億4,189万1千円を予定、補正後の歳入歳出総額は331億5,141万1千円となる見込みである。

歳入概要としては、普通交付税前年度繰越金、臨時財政対策債等、歳出概要としては、令和4年度の決算確定に伴う財政調整基金の積立金、おくやみコーナー運営経費、庁舎防火シャッター等改修事業等を想定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第1号) (高齢・障害担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 令和5年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補 正予算(第1号)

(都市整備部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

補正予算額は3万3千円、補正後歳入歳出総額は16億3,9 54万円である。歳入概要は、国庫補助金及び都補助金の減額、 一般会計繰入金及び繰越金の増額、歳出概要は土地区画整理評価 員経費の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 令和 5 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

歳入については、一般会計繰入金のうち、療養給付費繰入金、 事務費繰入金について実績に基づき減額補正するとともに、保険 料軽減措置繰入金、繰越金について実績に基づき増額補正するも のである。歳出については、広域連合負担金のうち、療養給付費 負担金、広域連合事務費負担金について、減額補正するとともに、 保険料軽減策負担金、保険料等負担金、一般会計繰出金について、 増額補正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 令和5年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第1号) (建設管理担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出するもの。

内容等については、現在精査中である。

主な内容としては、令和4年度決算確定に伴う一般会計からの 繰入金の精算に伴う増、新青梅街道拡幅に伴う公共汚水ますの移 設依頼の増加に伴う工事請負費等の増によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター給食調理器具等の買入れ について

(総務部長提出)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第3条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は272,027千円である。概要は、(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの給食調理等に必要となる調理器具等を買い入れるものである。買入れ品目数は154品目であり、納期限は令和7年3月31日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター給食配送用車両の買入れ について

(総務部長提出)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第3条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は54,794千円である。概要は、(仮称) 武蔵村山市 防災食育センターの配送等に必要となる車両を買い入れるもので ある。買入れ台数は5台であり、納期限は令和7年3月24日で ある。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長提出)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄付の申出があり、市道路線として認定するものである。路線名は一般市道E第308号線である。起点は武蔵村山市本町二丁目48番地先、終点は武蔵村山市本町二丁目48番地先である。幅員は5.00m、延長は74.57mである。

当該路線は、25宅地を有する開発区域内の路線である。主要 市道第83号線と開発行為に伴い設置される児童遊園を接続する 路線である。起点と終点が公道から公共施設に接続することから、 武蔵村山市道路の認定等及び道路の区域変更等に関する取扱規則 第3条の路線の認定条件を満たしている。

なお、当該路線の北側に接続する認定外道路については、所有 権移転の登記が完了次第、認定外道路としての指定を行う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長提出)

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

路線名は一般市道B第152号線である。起点は武蔵村山市学園三丁目69番地先、終点は学園三丁目58番地先である。幅員は1.82m、延長は14.47mである。

公共性が低いと認められる当該市道を廃道とした後に、隣接地 権者に払下げを行う予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財政部長提出)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規 定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、令和5年9月3

0日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。 任期は令和5年10月1日から令和8年9月30日まで(任期3年)で選任する委員は1名である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 令和4年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

(企画財政部長提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告する。

令和4年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結 実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業 会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

(結 論)

報告事項として決定する。

議題3 その他

令和5年第3回市議会定例会の招集期日は9月4日(月)である。

会議録の開示	☑開 示	(根拠法令等: (根拠法令等:	
五殿駅 ラカカ・	□一部開示	(根拠法令等:)
・非開示の別	□非 開 示	(根拠法令等:)

庶務担当課

企画財政部 企画政策課(内線:373)

(日本産業規格A列4番)